



「新システム導入に伴うオプション取引制度の一部改正について」（制度要綱）の一部変更について

平成21年9月29日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、平成20年12月22日に「新システム導入に伴うオプション取引制度の一部改正について」（制度要綱）を公表しましたが、以下のとおり、当該制度要綱中の内容の一部修正を行います。

1. 変更の内容

(1) 注文種類の一部名称変更及び削減

- 注文種類のわかりやすさを高める観点から、「始値指定指値注文」の名称を「寄付注文」とします。
- また、「ストップ指値注文」及び「ストップ成行注文」は、一定の条件下において時間優先の原則が確保されない場合があり、LIFFE CONNECT®の標準仕様のまま当取引所市場において採用することが適当でないことから、当該注文は導入しないこととします。

(2) ストラテジー注文の種類の一部削減

- 約30種類あるストラテジー注文のうち、オプション・ストリップ及びリバーサル/コンバージョンについては、「呼値可能値幅の制御」が機能しない等の理由により、LIFFE CONNECT®の標準仕様のまま当取引所市場において採用することが適当でないことから、当該ストラテジー注文は導入しないこととします。

以 上

別添：修正点

(1) 注文種類の一部名称変更及び削減

項目	内容	備考
<p>2. 取引制度の見直し (1) 呼値の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は次に掲げる方法により呼値を行うことができることとします。 a～b (略) c <u>始値指定指値注文 寄付注文</u> 取引開始時刻以前に発注された指値注文により始値が決定された後、当該始値で約定を試みる注文です。始値決定後に、対当する<u>始値指定指値注文寄付注文</u>で取引執行が試みられますが、その時点で約定成立しない場合には、基準値（当該始値。始値に係る約定が不成立の場合は、その時点での最優先の売呼値と買呼値の中間の価格等）での指値注文となります。 基準値がない場合等には、<u>始値指定指値注文寄付注文</u>は取り消されます。 d <u>ストップ指値注文</u> 発動価格を指定し、売呼値の場合は直近の約定価格が発動価格以下となったときに、買呼値の場合は直近の約定価格が発動価格以上となったときに、発動価格での指値注文として有効となる注文をいいます。 e <u>ストップ成行注文</u> 発動価格を指定し、売呼値の場合は直近の約定価格が発動価格以下となったときに、買呼値の場合は直近の約定価格が発動価格以上となったときに、成行注文として有効となる注文です。 f <u>d</u> (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値には別表に掲げる注文条件を付すことができます。 ・ 注文受付時間帯のみ発注が可能です。

別表 発注条件の種類

(2) 利用可能な注文条件

注文の種類	数量執行条件			有効期限条件	備考
	CV (全量執行条件)	IC (残数量取消条件)	MV (指定数量以上約定条件)	GTC (有効期限指定条件)	
指値注文	○	○	○	○	MV条件とGTC条件を同時に付すことは可能。
成行注文 (MO注文)	○	-	○	-	
始値指定指値注文 寄付注文	-	-	-	○	
ストップ指値注文	⊖	⊖	⊖	⊖	MV条件とGTC条件を同時に付すことは可能。
ストップ成行注文	⊖	=	⊖	=	
マーケットメイク注文	-	-	-	-	

(2) ストラテジー注文の種類の一部削減

別紙1 ストラテジー取引の種類一覧

ストラテジー取引の種類	買いストラテジー注文により成立する取引	インプライドイン	インプライドアウト	ストラテジー値段	デルタニュートラル呼値
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
オプションストリップ	任意の限月取引において2～8つの行使価格のコールまたはプットの買付けがそれぞれ1単位成立する取引			全ての値段を足し合わせる	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
シンセティックアンダーライニング	同一限月において同一行使価格のコールの買付け及びプットの売付けがそれぞれ1単位成立する取引			-プットの値段 +コールの値段	⊖